

上尾市の事業者の皆様へ



# 事業系ごみ（一般廃棄物）の 分別、減量・資源化の手引き

～廃棄物の適正処理に向けて～

上尾市西貝塚環境センター

# 1 事業系ごみの現状

廃棄物行政の推進につきまして、日ごろよりご協力をいただきありがとうございます。  
上尾市では、「一般廃棄物処理基本計画」に基づき毎年「一般廃棄物処理実施計画」を作成し、各事業者と連携し廃棄物の減量に取り組んでおります。

西貝塚環境センターに搬入される廃棄物の量は、平成 14 年度の年間 84,002 トンをピークに平成 22 年度には、年間 66,090 トンにまでごみの搬入量を減らしてきました。

しかし、近年の景気回復の兆し等から、再び、ごみの排出量が徐々に増えてきているのが現状です。特にここ数年、家庭系廃棄物は減少傾向ですが、逆に、事業系ごみの増加が顕著となっています。平成 25 年度は前年度比 5.7% の事業系ごみが増加しました。

検査の結果、事業活動により生じた分別していない廃棄物や産業廃棄物、他市からの廃棄物など、事業系搬入物の不適正ごみが多く搬入されていることが判明しました。

そこで、平成 26 年 8 月から搬入物検査の事前告知を行い、9 月から一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下、許可業者）と事業者が直接搬入する廃棄物の適正化をお願いするお知らせ通知を配布しました。

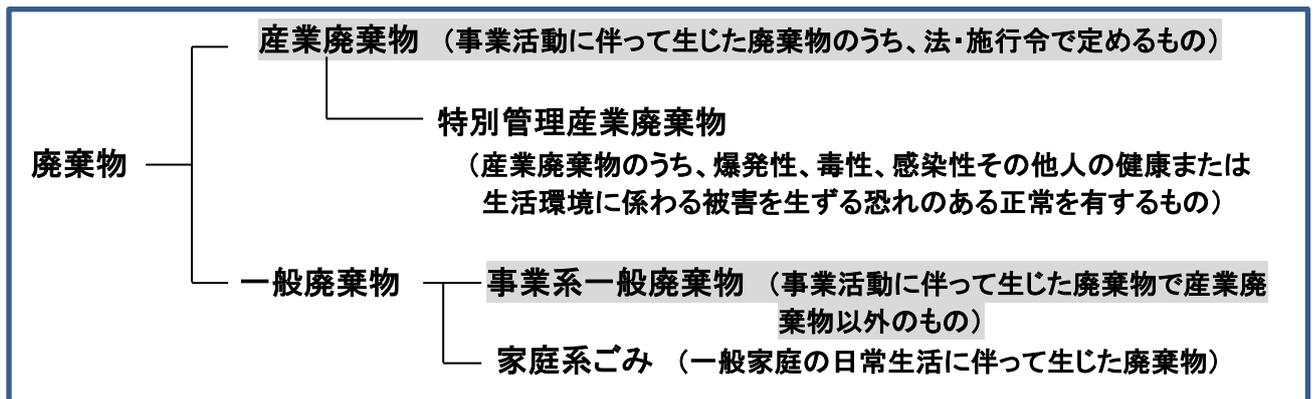


各事業者から出されるごみは、一般廃棄物と産業廃棄物に分かれます。事業系一般廃棄物は許可業者に依頼するか、事業者が直接環境センターに搬入するかどちらかの方法になります。

産業廃棄物は、別途産業廃棄物収集運搬業者に依頼するか、処分業者に直接持ち込むこととなります。許可業者と契約されている事業者は許可業者を通してごみの適正処理をお願いしています。ご相談ください。

西貝塚環境センターの焼却施設の延命化のためにも、平成 26 年 10 月 1 日から一般廃棄物と産業廃棄物の区分、事業系一般廃棄物搬入の適正化を実施しています。

## 2 廃棄物（ごみ）の種別



### 3 事業系ごみの出し方

- 事業者が排出するごみは、自らの責任で適正に処理しなければなりません  
(廃掃法第3条)
- 環境センターに搬入できるものは前ページの「事業系一般廃棄物」です
- 事業系ごみは、ごみ集積所に出せません。自己搬入か許可業者に依頼してください
- 産業廃棄物は、別途、産業廃棄物収集運搬業者と契約する必要があります  
※産業廃棄物処理業者に関することは、 一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会にお問い合わせください。 <http://saitama-sanpai.or.jp/>

#### ●ごみの分別手順

<ol style="list-style-type: none"> <li>1 まずは、事業系廃棄物もきちんと分別しましょう。</li> <li>2 次に、資源物となる紙（段ボール、新聞、雑誌・カタログ、事務所のコピー用紙・封筒・カレンダーなど雑がみ）を各事業所でリサイクルしましょう。</li> <li>3 次に、事業所で発生した飲料用ビン・缶・ペットボトルは資源物です。リサイクルしましょう。</li> <li>4 事業活動に伴う廃棄物及びビニール・プラスチック類は産業廃棄物です。廃棄物の収集運搬を依頼している許可業者または産業廃棄物収集運搬許可業者にご相談ください。</li> </ol>
---

#### ●環境センターに搬入できる事業系一般廃棄物（斜体太字は業種限定 ほかは一般事業者）

区分	種類	取扱い方法
紙類	使用済みティッシュ、事務用インデックス等  複写伝票、感熱紙、防錆紙・防湿紙・シール・シール台紙	可燃ごみ  禁忌品のためリサイクルできない紙類（リサイクルできる製品に代わって来ています。ご確認ください）
生ごみ	残飯・茶殻・たばこの吸い殻  <i>卸売市場・飲食店・スーパー・精肉店・小売店・ホテル等の食物残渣</i>	できるだけ水分・油分を切って出してください 液体残渣・油等は不可
プラスチック類	弁当の容器等 (従業員の個人消費に限る)	<u>従業員の個人消費にかかる食べ物の容器包装に限る</u> (社員食堂・学食などから出るトレイやプラスチック容器、事業者の研修会等でまとめて購入し、食後回収するもの等は産業廃棄物として処理をお願いします)

紙おむつ	介護施設・病院・動物病院・ペットショップ等の紙おむつ 猫砂	紙おむつは固形物を取り除く 感染性のものは不可  猫砂は木質・紙質系以外は搬入不可
木・枝・草	刈草・剪定枝・葉  家具販売店の解体した木片	自らの事業所敷地内の管理に伴い除草・剪定した刈草等で、自社搬入または造園業者・許可業者に依頼したもの。(自社搬入は社員証、造園業者・許可業者の搬入は契約書を持参)  家具販売店の木片は金属・ガラス・プラスチックを除いたもので、大きさは 60 cm×10 cm

※ごみ袋は透明もしくは中身が確認できる半透明のものを使用してください。

●資源物として事業者がリサイクルするもの（環境センターには持ち込めません）

区分	種類	取扱い方法
紙類	段ボール、新聞、雑誌・カタログ、コピー用紙、機密文書、シュレッダー紙、雑がみ（カレンダー・はがき・封筒・名刺・メモ用紙・菓子などの空箱・包装紙など）	リサイクルへ
ビン・缶・ペットボトル	飲料ビン・飲料缶・飲料ペットボトル	リサイクルへ
プラスチック類	発泡スチロール、ストレッチフィルム、ビニール、PP バンドなど	リサイクル可能です

※廃プラスチック類も分別すると、資源物として処理でき産業廃棄物処理費用を削減できます。

## 4 事業活動による産業廃棄物（環境センターには持ち込めません）

●事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、指定の20種類をいいます。

- ①汚泥 ②銹さい ③燃え殻 ④ばいじん ⑤廃酸 ⑥廃アルカリ ⑦廃油 ⑧がれき類  
⑨ガラス・コンクリート・陶磁器くず ⑩金属くず ⑪廃プラスチック ⑫ゴムくず  
⑬紙くず ⑭木くず ⑮繊維くず ⑯動植物性残さ ⑰動物系固形不要物 ⑱動物のふん尿 ⑲動物の死体 ⑳施行令第2条第13号に定めるもの（コンクリート固型化物等）

◎全業種（建設業関係を除く）

- ⑨「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」⇒（各々それぞれ）  
⑩「金属くず」⇒（古鉄、スクラップ、ブリキ・トタン、鉛管など）  
⑪「廃プラスチック類」⇒（すべての廃プラスチック類）  
⑭「木くず」⇒（木製パレット・付随する梱包木枠）  
⑨～⑪の「混合物」⇒（オフィス家具・ベッドマット・ソファなど金属、ガラス、プラスチックの混合物）

◎建設業関係（（内装業・塗装業等が施工する改修を含む）新築・改築・除却に伴う廃棄物）

- ⑧「がれき類」⇒（コンクリート、レンガの破片、石膏ボード）
- ⑨「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」⇒（各々それぞれ）
- ⑩「金属くず」⇒（古鉄、スクラップ、ブリキ・トタン、鉛管など）
- ⑪「廃プラスチック」⇒（長尺ビニールシートなどの床材、配管材など合成樹脂、合成繊維くずなど高分子化合物等全ての廃プラスチック類、発砲スチロール、廃タイヤ）
- ⑬「紙くず」⇒（壁紙、防水シート、梱包緩衝材、）
- ⑭「木くず」⇒（木材、パレット、梱包用木材、木製建具類）
- ⑮「繊維くず」⇒（畳、繊維壁、じゅうたん、断熱材、繊維工場のごみ）

◎業種により産業廃棄物になるものもあります。

※産業廃棄物については、産業廃棄物処理業者に委託してください。

（産業廃棄物処理業者に関することは、 一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会 にお問い合わせください。<http://saitama-sanpai.or.jp/>）

## 5 資源物、産業廃棄物の問い合わせ先

種 別	名 称	電 話
産業廃棄物処理業者	埼玉県環境産業振興協会 さいたま市浦和区高砂三丁目5-7	
一般廃棄物許可業者	※上尾市ホームページの許可業者一覧参照	
紙類の資源物	(株)今井 上尾営業所 北足立郡伊奈町小室池堤 7072-1	048-722-1334
	(株)宮崎 上尾営業所 上尾市領家字中井 1133-1	048-725-3886
	(株)ハイグレード 21 さいたま市北区吉野町 1-397-2	048-661-5330
びん		
缶	・現在、廃棄物の収集運搬を依頼している一般廃棄物許可業者にご相談ください	
ペットボトル	・埼玉県環境産業振興協会	
発砲スチロール	・埼玉県環境部産業廃棄物指導課 さいたま市浦和区高砂三丁目 15-1	048-830-3125
ビニール袋・PPバンド・プラスチック容器など		